

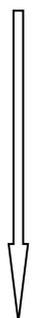
## 保留地売却（抽選）の流れ

### 1. 抽選公告



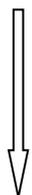
- ・抽選日の14日前までに
- ・保留地売却公告書（様式第1号）により公告する。  
(保留地処分規程第5条)

### 2. 参加申込



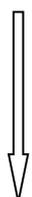
- ・公告の日よりホームページにて下記の書類を掲載する。
  - ① 保留地抽選参加申込書（様式第2号の1）
  - ② 保留地抽選参加心得書（様式第2号の2）  
(保留地処分規程第8条)
- ・組合事務所にて抽選日の7日前から2日前までに抽選参加申込書と保証金10万円を添えて提出してもらう。  
(保留地処分規程第8条)

### 3. 抽選



- ・理事は、監事立会いの下に抽選を行う。  
(保留地処分規程第9条)
- ・受付番号を渡し、回転抽選器（ガラポン）で受付番号の目がでたものを当選者とする。また、補欠当選者も同様に決定する。  
(保留地処分規程第9条)

### 4. 売却決定



- ・当選者には、保留地売却決定通知書（様式第3号）を交付する。
- ・当選者の参加保証金は、契約保証金の一部に充当する。
- ・当選者以外の参加保証金は、直ちに還付する。  
(保留地処分規程第9条)

### 5. 契約締結



- ・当選者に土地売買契約書（様式第5号）を交付する。
- ・売却決定を受けた日から10日以内に土地売買契約書を締結する。  
10日以内に契約締結しないときは、契約者の決定を取り消す。  
(保留地処分規程第13条)
- ・締結時に契約保証金として契約額の100分の10を納入してもらう。  
(保留地処分規程第14条)
- ・締結後、残金を60日以内に完納してもらう。  
(保留地処分規程第15条)

### 6. 土地の引渡し

- ・売買代金を受領したときは、土地引渡通知書（様式第6号）により通知し、土地を引き渡すものとする。  
(保留地処分規程第16条)